

多子世帯の授業料を無償化します！ (授業料減免制度の拡充)

概要

多子世帯の教育費負担軽減を図るため、所得に関わらず授業料の免除を実施します。

対象となる方

・子ども **3人以上**の世帯の訓練生

多子世帯の判定における「子ども」は生計維持者の扶養親族のうち、「生計維持者の子」や「扶養している生計維持者よりも年長でなく、尊属でもない人」をいいます。具体的には、生計維持者の実子、養子のうち特別養子縁組による者、児童福祉法に基づき里親に委託された者（里子）、年下の親族(弟妹)などを想定しています。※配偶者は扶養している「子ども」には該当しません。



第1子 ×
社会人



第2子 ○
本人



第3子 ○



第4子 ○

☆基準日（12月31日）以降に生まれた場合も、**出生届**や**母子手帳**など、新たに子どもが増えたという証明書類とともに申請することで、認められる場合があります。

・学修意欲・成績に関する要件を満たす訓練生

多子世帯への授業料支援は、**学修意欲がある人を対象**としています。各学年ごとに定める以下の要件を満たす場合、学修意欲があると認められます。

なお、在学中の学業成績が不良（やむを得ない事由がなく、出席率が低い等）である場合は、減免の停止、取り消しにより授業料の納付を求めることがあります。学業成績が著しく不良である場合は、遡って授業料の納付を求めることもあります。

学年	要件
1年生	次のアからエのいずれかに該当すること ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること イ 入学選考の成績が入学者の上位2分の1以上であること ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること エ 学修計画書の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
2年生	次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 在籍する訓練科における学業成績について、平均成績等が上位2分の1以上であること イ 次の(A)及び(B)のいずれにも該当すること (A) 修得時間数が標準時間数※以上であること ※修了の要件として定める時間数/修業年限×対象者の在学年数×0.8 (B) 学修計画書の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※授業料減免申請に必要な書類等、詳細は事務室(TEL 076-451-8802)までお尋ねください。